

平成 14年度税制改正のポイント

1.法人税関係の改正

交際費等の損金不算入制度の定額控除限度額の引上げ

交際費等の損金不算入制度について、中小企業の税負担を軽減し、その活力を引き出すために、資本金 1,000万円超 5,000万円以下の法人に係る定額控除限度額が 300万円から 400万円に引き上げられ緩和されました。今回の改正をまとめると以下の図のようになります。

期末資本金の額	従 前	改 正 後
1000 万円以下	年 400 万円以下 20% 損金不算入 年 400 万円超 全額損金不算入	改正なし
1000 万円超 5000 万円以下	年 300 万円以下 20% 損金不算入 年 300 万円超 全額損金不算入	年 400 万円以下 20% 損金不算入 年 400 万円超 全額損金不算入
5000 万円超	全額損金不算入	改正なし

同族会社の留保金課税の軽減

資本金 1億円以下の同族会社に係る課税留保金額に対する税額について、平成 14年 4月 1日から平成 16年 3月 31日の 2年間の措置として、その 5%に相当する金額が軽減されることになりました。この改正は税率の引き下げではなく、課税留保金に対して算定された税額の 5%を減額するというものです。

連結納税制度について

今年新たに設けられた「連結納税制度」というのは、複数の法人で実質的に一つの法人と見ることができる企業グループを一つの納税単位として法人税を課税する、というものです。多くの先進国ではすでに導入されており、国際競争力確保の観点からも導入が検討されてきました。この制度は平成 14年 8月 1日より施行されています。

(1)適用対象について

国内の法人で、親会社が直接あるいは間接に、100%の株式を持つ、全ての子会社が対象になります。ただし、親会社は普通法人と協同組合等その他特定の法人に、100%子会社は普通法人に限定されています。

(2)税額計算

連結グループ内の各法人の所得金額に必要な調整を行って、まず連結所得金額を計算します。

それに税率をかけて、さらに必要な調整をしたうえで連結税額を求めます。

連結所得に対する適用税率は、下表の通りです。ただし平成14年4月1日から平成16年3月31日までの間に開始する連結事業年度については、付加税として2%上乘せされます。

連結納税の適用税率

親会社	基本税率	付加税率	合計	備考
普通法人	30%	2%	32%	
中小法人	22%	2%	24%	年4800万円以下の分
協同組合等	23%	2%	25%	
特定の医療法人	23%	2%	25%	軽減税率
特定の協同組合等	26%	2%	28%	年10億円超の分

(注) 付加税は2年間(平14.4.1~平成16.3.31までの間に開始する連結事業年度)の措置です

(3)申告・納付について

連結所得に対する法人税の申告・納付は親会社がします。子会社は連結納付責任を負い、個別帰属額等を記載した書類を税務署に提出します。なお、連結納税額はグループ内の各法人に合理的な基準で配分され、親子会社間で清算することになります。

(4)適用について

適用は選択制で、一度選択すると継続して適用する事になります。平成15年3月31日以後に終了する連結事業年度から適用できます。ただし平成14年4月1日から平成15年6月30日までの間に開始し、かつ平成15年3月31日以後に終了する事業年度について適用する場合は事業年度終了の6ヶ月前の日(その日が平成14年12月31日後となる場合には同日)までに承認申請書を提出しなければなりません。例えば3月決算法人で平成14年度から適用するには、平成14年9月末が期限です。

2. 所得税関係の改正

上場株式などの売却に係る申告不要等の特例の創設

個人が証券会社に一定の要件を満たす特定口座を設け、その特定口座を通じて取得し管理されている上場株式等を売却した場合の所得金額の計算については、他の株式の売却による所得金額と区分して計算をする事になりました。そして、その特定口座に係る上場株式等の売却による所得については、選択によりその売却益の15%の源泉所得税を証券会社が徴収することにより、譲渡者による申告を不要とする制度が設けられました。これは源泉分離課税制度が廃止され申告分離課税制度に一本化されることに伴うもので、平成15年1月1日以後の上場株式等の売却から適用されます。

3. 相続税・贈与税関係の改正

取引相場のない株式(中小企業の自社株)などについて相続税の課税価格算入額を減額

個人が相続または遺贈により取得した取引相場のない株式等のうち、その会社の発行済株式等の総数の3分の1以下に相当する部分については、次の要件を満たせば、その部分の価額のうち3億円を限度として、相続税の価税価格算入額が10%減額されます。

要件 その会社の発行済株式等の総額(相続税評価額ベース)が10億円未満であること

要件 被相続人等がその会社の発行済株式等の総数の50%以上を所有していて、その親族がこれを相続・遺贈により所得し、かつ、役員等としてその会社の経営に参画していること

平成14年1月1日以後の相続または遺贈により取得する財産について適用されます。

この特例は、次の特例または小規模宅地等についての特例との選択適用です。

山林についての相続税の課税対象額を減額

被相続人の親族が相続または遺贈により取得した山林(立木および林地)のうち、その被相続人が森林施業計画を作成しており、かつ、その親族が引き続き森林施業計画に基づく施業を継続していた場合のその森林施業計画が作成されている区域内に存する一定の山林については、相続税の課税価格算入額が5%減額されます。

平成14年1月1日以後の相続または遺贈により取得する財産について適用されます。

この特例は、前記の特例または小規模宅地等についての特例との選択適用です。